



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則	行財政局税務部税制企画課	1
規則	神戸市子ども医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	子ども家庭局子ども未来課	7
規則	神戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	福祉局障害者支援課	9
告示	人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例による里づくり計画の変更の認定(布施畑里づくり計画)	経済観光局農政計画課	34
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(上津台LAKUU自治会ほか)	地域協働局地域活性課	35
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(上津台6丁目自治会)	地域協働局地域活性課	39
告示	指定納付受託者の指定(神戸市立甲南山手自転車駐車場ほか)	建設局道路計画課	40
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(高羽南13号線)	建設局道路管理課	41
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	42
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市須磨区南落合3丁目ほか)	都市局都市計画課	43
公告	都市計画の決定又は変更に伴う都市計画の案の縦覧(神戸国際港都建設計画区域区分ほか)	都市局都市計画課	45
公告	神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の変更又は廃止の承認	建築住宅局建築指導部 建築安全課	49
訂正	令和5年6月20日付神戸市公報第3813号中	建設局道路管理課	50
訂正	令和5年6月27日付神戸市公報第3814号中	建設局道路管理課	51

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第11号

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市市税条例施行規則（昭和30年11月規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（給与支払報告書等の提出の特例）</p> <p>第13条の4 条例第26条第5項第2号又は第6項第2号の規定による同条第7項に規定する記載事項の記録に関する技術基準については、総務省令第10条第19項の規定に基づき総務大臣の定めるところによる。</p> <p>2 条例第26条第5項第2号に規定する規則で定める記録用の媒体は、光ディスク又は磁気ディスクとする。</p>	<p style="text-align: center;">（給与支払報告書等の提出の特例）</p> <p>第13条の4 条例第26条第5項第2号又は第6項第2号の規定による同条第7項に規定する記載事項の記録に関する技術基準については、総務省令第10条第6項の規定に基づき総務大臣の定めるところによる。</p> <p>2 条例第26条第5項第2号に規定する規則で定める記録用の媒体は、光ディスク又は磁気ディスク（次項において「光ディスク等」という。）とする。</p>

(固定資産税の課税標準の特例に関する申告)

第16条 法第349条の3から第349条の3の4まで、法附則第15条から第15条の3まで又は法附則第63条の規定の適用がある固定資産の所有者は、毎年1月1日現在における当該固定資産について、固定資産税の課税標準の特例に関する申告書を1月31日までに市長に提出しなければな

3 条例第26条第7項の承認を受けようとする同項に規定する報告書を提出すべき者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請書を提出する者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

(2) 条例第26条第7項の承認を受けようとする旨

(3) 光ディスク等の種類

(4) 光ディスク等の規格

(5) 光ディスク等により調製し、提出しようとする条例第26条第5項の給与支払報告書及び同条第6項の公的年金等支払報告書の見込枚数

(6) その他参考となるべき事項

(固定資産税の課税標準の特例に関する申告)

第16条 法第349条の3から第349条の3の4まで、法附則第15条から第15条の3まで、法附則第63条又は法附則第64条の規定の適用がある固定資産の所有者は、毎年1月1日現在における当該固定資産について、固定資産税の課税標準の特例に関する申告書を1月31日までに市長に提

らない。ただし、償却資産について第17条の規定により申告書を提出するときは、当該申告書に当該規定の適用がある旨その他必要な事項を併せて記載すれば足りるものとする。

2 [略]

(条例第37条の6第2項に規定する規則で定める申告書等)

第16条の5 条例第37条の6第2項の規定による申告書の提出は、耐震基準適合家屋に係る固定資産税の減額申告書に総務省令附則第7条第17項の補助に係る補助金の額が確定したことの通知の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定により行つた耐震診断の結果の報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して行わなければならない。

(条例第70条第1項及び第2項に規定する標識のひな型)

第33条 条例第70条第1項に規定する標識のひな型は、次の各号に掲げ

出しなければならない。ただし、償却資産について第17条の規定により申告書を提出するときは、当該申告書に当該規定の適用がある旨その他必要な事項を併せて記載すれば足りるものとする。

2 [略]

(条例第37条の6第2項に規定する規則で定める申告書等)

第16条の5 条例第37条の6第2項の規定による申告書の提出は、耐震基準適合家屋に係る固定資産税の減額申告書に総務省令附則第7条第13項の補助に係る補助金の額が確定したことの通知の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定により行つた耐震診断の結果の報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して行わなければならない。

(条例第70条第1項及び第2項に規定する標識のひな型)

第33条 条例第70条第1項に規定する標識のひな型は、次の各号に掲げ

る区分に応じ、当該各号に定める様式による。

- (1) 条例第65条第1号アに係る原動機付自転車 (次号に掲げるものを除く。) 第52号様式(その1)又は第52号様式(その2)

- (1の2) 条例第65条第1号アに係る原動機付自転車(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車に限る。) 第52号の2様式

(2)～(5) [略]

2 [略]

る区分に応じ、当該各号に定める様式による。

- (1) 条例第65条第1号アに係る原動機付自転車 第52号様式(その1)又は第52号様式(その2)

(2)～(5) [略]

2 [略]

第52号様式の次に次の1様式を加える。

第52号の2様式



備考

- 1 標識は金属製とし、地の塗色は白色とする。
- 2 文字は浮出しとし、塗色は濃紺色とする。
- 3 車両番号は、図示の例により、上段に市名及び番号を付し、下段に上段の番号ごとにアルファベット（Aに限る。）及び4ケタの数字をもつて追番で表示する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第33条第1項の改正規定及び第52号様式の次に1様式を加える改正規定は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に提出すべきこの規則による改正前の神戸市市税条例施行規則（以下「旧規則」という。）第13条の4第3項に規定する報告書については、なお従前の例による。
- 3 令和5年7月1日より前にこの規則による改正後の神戸市市税条例施行規則（以下「新規則」という。）第33条第1項第1号の2に規定する原動機付自転車に交付した旧規則第52号様式の標識は、新規則第52号の2様式の標識とみなす。

神戸市こども医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第12号

神戸市こども医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市こども医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年8月規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（受給者証の有効期限）	（受給者証の有効期限）
<p>第8条 受給者証の有効期限は、毎年6月30日までとし、毎年7月1日に更新する。ただし、6月30日前に資格を喪失する場合、対象乳幼児等である幼児等が2歳の誕生日の属する月の翌月の初日から3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者である場合、対象乳幼児等である幼児等が8歳の誕生日以後の最初の4月1日から9歳の誕生日の前日以後の</p>	<p>第8条 受給者証の有効期限は、毎年6月30日までとし、毎年7月1日に更新する。ただし、6月30日前に資格を喪失する場合、対象乳幼児等である幼児等が2歳の誕生日の属する月の翌月の初日から3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者である場合、対象乳幼児等である幼児等が8歳の誕生日以後の最初の4月1日から9歳の誕生日の前日以後の</p>

最初の3月31日までの間にある者である場合、条例第4条第6項の規定による免除を受けている場合その他区長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

最初の3月31日までの間にある者である場合、対象乳幼児等である児童が14歳の誕生日以後の最初の4月1日から15歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にあるものである場合、条例第4条第6項の規定による免除を受けている場合その他区長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
(受給者証の有効期限の特例)
- 2 区長は、施行日において現に神戸市こども医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第6号）第5条第1項に規定する資格者である者のうち、対象乳幼児等が15歳の誕生日（誕生日が2月29日である者について、うるう年以外の年にあつては、2月28日。以下同じ。）以後の最初の4月1日から18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者に限り、同条例第5条第2項に規定する受給者証の有効期限を令和5年9月30日までとし、令和5年10月1日に更新する。
- 3 区長は、施行日において現に神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第7号）第4条第2項に規定する資格者である者のうち、18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者に限り、重度障害者医療費受給者証の有効期限を令和5年9月30日までとし、令和5年10月1日に更新する。
- 4 区長は、施行日において現に神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和54年3月条例第73号）第5条第3項に規定する受給資格者である者のうち、同条例第2条第3号アに掲げる者に限り、ひとり親家庭等医療費受給者証の有効期限を令和5年9月30日までとし、令和5年10月1日に更新する。

神戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第13号

神戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

神戸市児童福祉法施行細則（昭和62年3月規則第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（本人等に対する通知）</p> <p>第13条 児童相談所長は、次に掲げる措置（次項において「措置」という。）を採るときは、その旨を本人又はその保護者に対しては児童等／入所措置／委託／決定通知書（様式第23号の5）により、里親、障害児通所支援事業所の長若しくは児童福祉施設の長又は法第27条第2項に規定する指定医療機関（以下単に「指定医療機関」という。）の長（次項において「里親等」という。）に対しては児童等／入</p>	<p style="text-align: center;">（本人等に対する通知）</p> <p>第13条 児童相談所長は、次に掲げる措置（次項において「措置」という。）を採るときは、その旨を本人又はその保護者に対しては児童等／入所措置／委託／決定通知書（様式第23号の5）により、里親、障害児通所支援事業所の長若しくは児童福祉施設の長又は法第27条第2項に規定する指定医療機関（以下単に「指定医療機関」という。）の長（次項において「里親等」という。）に対しては児童等／入</p>

所措置／委託／通知書（様式第23号の6）により通知しなければならない。

(1) [略]

(2) 法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置（当該措置とみなされるものを含む。第22条第1項第1号において「措置」という。）

(3) [略]

2 [略]

（費用の徴収）

第22条 福祉事務所長又は児童相談所長は、法第56条第2項又は第3項の規定により、本人又はその扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から次に掲げる費用に係る徴収金として、当該各号に掲げる表に定める額を徴収する。

(1) 助産、母子保護、児童自立生活援助の実施（当該母子保護の実施とみなされるものを含む。）又は措置に係る費用 別表第1第1号及び第2号

(2) 法第21条の6の措置に係る費用 別表第2

所措置／委託／通知書（様式第23号の6）により通知しなければならない。

(1) [略]

(2) 法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置（当該措置とみなされるものを含む。第22条第1項第1号及び別表第1第1号の表備考第4項において「措置」という。）

(3) [略]

2 [略]

（費用の徴収）

第22条 福祉事務所長又は児童相談所長は、法第56条第2項又は第3項の規定により、本人又はその扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から次に掲げる費用に係る徴収金として、当該各号に掲げる表に定める額を徴収する。

(1) 助産の実施、母子保護の実施（当該母子保護の実施とみなされるものを含む。）又は措置に係る費用 別表第1

(2) 児童自立生活援助の実施に要する費用 別表第2

(3) 法第21条の6の措置に係る費用 別表第3

(3) [略]

(4) [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			
別表第1（第13条、第22条関係）			
(1) 扶養義務者（法第27条第1項第3号（障害児入所施設を除く。）、第31条第2項（障害児入所施設を除く。）の規定による措置を受けている児童で各月初日の年齢が20歳未満であるものに係る扶養義務者に限る。）及び児童自立生活援助の実施を受ける者（自立援助ホームに係る入居者に限る。）用			
（単位 円）			
各月初日の在籍措置児童等の属する世帯の階層区分		徴収金基準月額	
階層区分	定義	入所施設	通所施設
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条の規定に基づく支援給付を含む。以下同じ。）の受給世帯	0	0
B	A階層を除く当該年度分の市町村民税非課税世帯	0	0
C	A階層を除く当該年度分の市町村民税均等割のみの課税世帯	2,300	1,100

改正前			
別表第1（第13条、第22条関係）			
(1) 扶養義務者用（法第27条第1項第3号及び第2項、第31条第2項及び第3項の規定による措置を受けている児童で各月初日の年齢が20歳未満であるものに係る扶養義務者に限る。）			
（単位 円）			
各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準月額	
階層区分	定義	入所施設	通所施設
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条の規定に基づく支援給付を含む。以下同じ。）の受給世帯	0	0
B	A階層を除く当該年度分の市町村民税非課税世帯	0	0
C 1	A階層及びB階層を除く当該年度分の市町村民税均等割のみ課税世帯	2,300	1,100
C 2	該年分の所得税非課税世帯	3,300	1,700

D 1	A階層を除く当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	9,000以下	3,300	1,700
D 2		9,001から27,000まで	4,500	2,300
D 3		27,001から57,000まで	6,800	3,400
D 4		57,001から93,000まで	9,400	4,700
D 5		93,001から177,300まで	14,500	7,300
D 6		177,301から258,100まで	20,600	10,300
D 7		258,101から348,100まで	27,100	13,600
D 8		348,101から456,100まで	34,400	17,200
D 9		456,101から583,200まで	42,500	21,300
D 10		583,201から704,000まで	51,500	25,700
D 11		704,001から852,000まで	61,300	30,600
D 12		852,001から1,044,000まで	71,900	36,000
D 13		1,044,001から1,225,500まで	83,300	41,700
D 14		1,225,501から1,426,500まで	95,600	47,800
D 15		1,426,501以上	100,000	50,000

備考

1 この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、D 1からD 15までの階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）をいう。ただし、令和5年7月1日時点で措置中の児童については、令和10年6月30日までの間、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）の規定による改正前の地方税法第34条第1項第11号及び第314条の2第1項第11号に基づく年少扶養控除及び特定扶養控除を適用させて算定するものとする。

D 1 - 1	A階層及びB階層を除く当該年分の所得税の課税世帯であつて、その所得割の区分が次の区分に該当するもの	8,400以下	4,500	2,300
D 1 - 2		8,401から12,000まで	4,500	2,700
D 1 - 3		12,001から15,000まで	5,000	2,800
D 2 - 1		15,001から20,000まで	6,800	3,400
D 2 - 2		20,001から30,000まで	7,100	3,900
D 2 - 3		30,001から40,000まで	7,800	4,100
D 3 - 1		40,001から55,000まで	9,400	4,700
D 3 - 2		55,001から70,000まで	10,400	5,400
D 4 - 1		70,001から101,000まで	14,500	7,300
D 4 - 2		101,001から183,000まで	14,700	8,100
D 5 - 1		183,001から283,000まで	20,600	10,300
D 5 - 2		283,001から403,000まで	20,600	10,800
D 6		403,001から703,000まで	27,100	13,600
D 7		703,001から1,078,000まで	34,400	17,200
D 8		1,078,001から1,632,000まで	42,500	21,300
D 9		1,632,001から2,303,000まで	51,500	25,700
D 10		2,303,001から3,117,000まで	61,300	30,600
D 11		3,117,001から4,173,000まで	71,900	36,000
D 12		4,173,001から5,334,000まで	83,300	41,700
D 13		5,334,001から6,674,000まで	95,600	47,800
D 14		6,674,001以上	100,000	50,000

備考

1 この表のC 1階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C 2階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

なお、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3 この表における「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業に係る住居をいう。）及び里親をいい、「通所施設」とは、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部、母子生活支援施設及び自立援助ホームをいう。

4 同一世帯から2人以上の児童等が入所し、又は2人以上の児童等について措置が採られている場合においては、その月の徴収金基準月額のうち最も多額な児童

2 この表のD1-1からD14までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号。ただし、同法第84条の扶養控除を行う場合は、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の例により算定した金額を控除するものとする。）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同項の規定を適用するものとした場合において、同項の特定寄附金が次に掲げる寄附金のいずれかに該当するときに限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

ア 所得税法第78条第2項第1号に掲げる寄附金

イ 所得税法第78条第2項第2号又は第3号に掲げる寄附金（地方税法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金に限る。）

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号。以下「平成10年改正法」という。）附則第12条

3 この表における「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、障害児入所施設、乳児院、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、助産施設、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業に係る住居をいう。）及び里親をいい、「通所施設」とは、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部及び母子生活支援施設をいう。

4 同一世帯から2人以上の児童が入所し、又は2人以上の児童について措置が採られている場合においては、その月の徴収金基準月額のうち最も多額な児童以外

等以外の児童等については、この表の徴収金基準月額に0.1を乗じた額をもってその児童等の徴収金基準月額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準月額については、「児童入所施設に係る徴収金基準月額＋児童入所施設に係る徴収金基準月額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準月額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準月額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準月額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準月額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準月額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準月額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準月額は0円とする。

5 里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が児童自立支援施設通所部又は児童心理治療施設通所部へ通所する場合の通所に係る徴収金基準月額は、0円とする。

6 (1) 助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは、行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときは、D階層のうち市町村民税所得

の児童については、この表の徴収金基準月額に0.1を乗じた額をもってその児童の徴収金基準月額とする。

5 里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が児童自立支援施設通所部又は情緒障害児短期治療施設通所部へ通所する場合の通所に係る徴収金基準月額は、0円とする。

6 (1) 助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは、行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときは、D 1－1階層であっても差し

割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。

イ [略]

(2) 入所の措置が採られた妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額に、B階層にあつては20パーセント、C階層にあつては30パーセント、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50パーセントをそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準月額に加えるものとする。

支えない。

イ [略]

(2) 入所の措置が採られた妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額に、B階層にあつては20パーセント、C 1又はC 2階層にあつては30パーセント、D 1-1階層にあつては50パーセントをそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準月額に加えるものとする。

7 納入義務者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)

第1条第2号に掲げる女子又は同令第1の2第2号に掲げる男子に該当する旨を申し出た場合のこの表における階層区分は、当該納入義務者を地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号及び所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第30号に規定する寡婦又は地方税法第292条第1項第12号及び所得税法第2条第1項第31号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額及び所得税の額によることができる。ただし、寡夫とみなされる納入義務者の当該年度の初日の属する年の前年の合計所得が500万円を超えるときは、この限りでない。

(2) 扶養義務者(法第27条第1項第3号(障害児入所施設に限る。))及び第2項、第31条第2項(障害児入所施設に限る。))及び第3項の規定による措置を受けている児童等で各月初日の年齢が20歳未満であるものに係る扶養義務者に限る。)用

(2) 削除

(単位 円)

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準月額
階層区分	定義	入所施設
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給世帯	0
B	A階層を除く当該年度分の市町村民税非課税世帯	0

C	A階層を除く当該年度分の市町村民税均等割のみの課税世帯		2,300
D 1	A階層を除く当該	12,000以下	3,300
D 2	年度分の市町村民	12,001から30,000まで	4,500
D 3	税の課税世帯であ	30,001から60,000まで	6,800
D 4	って、その市町村	60,001から96,000まで	9,400
D 5	民税所得割の額の	96,001から189,000まで	14,500
D 6	区分が次の区分に	189,001から277,000まで	20,600
D 7	該当するもの	277,001から348,000まで	27,100
D 8		348,001から465,000まで	34,400
D 9		465,001から594,000まで	42,500
D 10		594,001から716,000まで	51,500
D 11		716,001から864,000まで	61,300
D 12		864,001から1,056,000まで	71,900
D 13		1,056,001から1,238,000まで	83,300
D 14		1,238,001から1,439,000まで	95,600
D 15		1,439,001以上	100,000

備考

- 1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD 1 からD 15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。
 - (1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
 - (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。この号において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2

第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。この号において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。）をいう。

4 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準月額のうち最も多額な児童等以外の児童等については、この表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

5 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。ただし、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

別表第2（第22条関係）

児童自立生活援助の実施を受ける者（自立援助ホームに係る入居者に限る。）用

（単位 円）

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準月額
階層区分	定義	

A	生活保護法による被保護者（単給世帯に係る者を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給者		0
B	A階層を除く当該年度分の市町村民税非課税の者		0
C 1	A階層及びB階層を除く当該年度分の市町村民税均等割のみ課税される者		1,100
C 2	当該年度分の市町村民税所得割課税される者		1,700
D 1 - 1	A階層及びB階層を除く当該年度分の所得税が課税される者であって、その額の区分が次の区分に該当するもの	8,400以下	2,300
D 1 - 2		8,401から12,000まで	2,700
D 1 - 3		12,001から15,000まで	2,800
D 2 - 1		15,001から20,000まで	3,400
D 2 - 2		20,001から30,000まで	3,900
D 2 - 3		30,001から40,000まで	4,100
D 3 - 1		40,001から55,000まで	4,700
D 3 - 2		55,001から70,000まで	5,400
D 4 - 1		70,001から101,000まで	7,300
D 4 - 2		101,001から183,000まで	8,100
D 5 - 1		183,001から283,000まで	10,300
D 5 - 2		283,001から403,000まで	10,800
D 6		403,001から703,000まで	13,600
D 7		703,001から1,078,000まで	17,200
D 8		1,078,001から1,632,000まで	21,300
D 9		1,632,001から2,303,000まで	25,700
D 10		2,303,001から3,117,000まで	30,600
D 11		3,117,001から4,173,000まで	36,000

D 12	4, 173, 001から5, 334, 000まで	41, 700
D 13	5, 334, 001から6, 674, 000まで	47, 800
D 14	6, 674, 001以上	50, 000

備考

1 この表のC 1階層における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C 2階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD 1－1からD14までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（ただし、同法第84条の扶養控除を行う場合は、所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の例により算定した金額を控除するものとする。）、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同項の規定を適用するものとした場合において、同項の特定寄附金が次に掲げる寄附金のいずれかに該当するときに限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

ア 所得税法第78条第2項第1号に掲げる寄附金

イ 所得税法第78条第2項第2号又は第3号に掲げる寄附金（地方税法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金に限る。）

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 平成10年改正法附則第12条

別表第2 (第22条関係)

税額等による階層区分		1月当たり の徴収金の 額の上限額	徴収金の基準額 (単位 円)		
階層 区分	定義 (単位)		居宅介護、 同行援護 又は行動 援護30分 当たり	短期入所 1日当た り	障害児通 所支援1 日当たり
A	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
B	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,100	50	100	100
D1	A階層を	12,000以下	1,600	100	200
D2	除き当該	12,001 から 30,000まで	2,200	150	300
D3	年度分の	30,001 から 60,000まで	3,300	200	400
D4	市町村民	60,001 から 96,000まで	4,600	250	500
D5	税が課税	96,001 から 189,000まで	7,200	300	700
D6	の者であ	189,001 から 277,000まで	10,300	400	1,000
D7	って、そ	277,001 から 348,000まで	13,500	500	1,300
D8	の市町村	348,001 から 465,000まで	17,100	600	2,300
D9	民税所得	465,001 から 594,000まで	21,200	800	2,800
D10	割の額が	594,001 から 716,000まで	25,700	1,000	3,400
D11	均等割の	716,001 から 864,000まで	30,600	1,200	4,100
D12	額のみ	864,001 から 1,056,000まで	35,900	1,400	4,800
D13	の者	1,056,001 から 1,238,000まで	41,600	1,600	5,500

別表第3 (第22条関係)

税額等による階層区分		1月当たり の徴収金の 額の上限額	徴収金の基準額 (単位 円)		
階層 区分	定義 (単位)		居宅介護、 同行援護 又は行動 援護30分 当たり	短期入所 1日当た り	障害児通 所支援1 日当たり
A	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
B	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
C1	A階層又 はB階層 の者を除 き前年分 の所得税 が非課税 の者	当該年度分の 市町村民税のう ち均等割のみ 課税の者	1,100	50	100
C2	当該年度分の 市町村民税の うち所得割が 課税の者	1,600	100	200	200
D1	A階層又	15,000以下	2,200	150	300
D2	はB階層	15,001 から 40,000まで	3,300	200	400
D3	の者を除	40,001 から 70,000まで	4,600	250	500
D4	き前年分	70,001 から 183,000まで	7,200	300	1,000
D5	の所得税	183,001 から 403,000まで	10,300	400	1,400
D6	が課税の	403,001 から 703,000まで	13,500	500	1,800
D7	者であっ	703,001 から 1,078,000まで	17,100	600	2,300
D8	て、その	1,078,001 から 1,632,000まで	21,200	800	2,800
D9	所得税の	1,632,001 から 2,303,000まで	25,700	1,000	3,400
D10	額の区分	2,303,001 から 3,117,000まで	30,600	1,200	4,100
D11	が次の額	3,117,001 から 4,173,000まで	35,900	1,400	4,800
D12	であるも	4,173,001 から 5,334,000まで	41,600	1,600	5,500
D13	の	5,334,001 から 6,674,000まで	47,800	1,900	6,400

D 14	1,238,001 から 1,439,000まで	47,800	1,900	6,400	4,600
D 15	1,439,001以上	介護給付 費等基準 額又は障 害児通所 給付費基 準額及び 肢体不自 由児通所 医療費基 準額	介護給付 費等基準 額	介護給付 費等基準 額	障害児通 所給付費 及び肢体 不自由児 通所医療 費基準額

備考

- 1 障害児の扶養義務者（障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする。
- 2 (1)～(5) [略]
- (6) 介護給付費等基準額 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。）をいう。
- (7) 障害児通所給付費基準額 法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）に準じて算定した額（食事提供加算を除く。）をいう。
- (8) 肢体不自由児通所医療費基準額 法第21条の5の29第2項に規定する1月につき、肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）

D 14	6,674,001以上	介護給付 費等基準 額又は障 害児通所 給付費基 準額及び 肢体不自 由児通所 医療費基 準額	介護給付 費等基準 額	介護給付 費等基準 額	障害児通 所給付費 及び肢体 不自由児 通所医療 費基準額
------	-------------	--	-------------------	-------------------	--

備考

- 1 (1)～(5) [略]

第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。)を除く。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額をいう。

3 この表において「均等割」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは同項第2号に規定する所得割（同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定を適用せずに計算した額とする。）をいう。ただし、別表第2の表備考第6項に該当する場合を除き、同法第323条の規定による市町村民税の減額があった場合においては、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

2 この表において「均等割」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは同項第2号に規定する所得割（同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定を適用せずに計算した額とする。）をいう。ただし、同法第323条の規定による市町村民税の減額があった場合においては、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

3 この表において「所得税の額」とは、所得税法（ただし、同法第84条の扶養控除を行う場合は、所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の例により算定した金額を控除するものとする。）、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同項の規定を適用するものとした場合において、同項の特定寄附金が次に掲げる寄附金のいずれかに該当するときに限る。）、

第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

ア 所得税法第78条第2項第1号に掲げる寄附金

イ 所得税法第78条第2項第2号又は第3号に掲げる寄附金（地方税法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金に限る。）

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 平成10年改正法附則第12条

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。この号において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。この号において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

4 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護給付費等基準額 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。）をいう。

(2) 障害児通所給付費基準額 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）に準じて算定した額（食事提供加算を除く。）をいう。

(3) 肢体不自由児通所医療費基準額 法第21条の5の28第2項に規定する1月につき、肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額をいう。

5 C及びD 1からD 15までの税額等による階層区分の者であって、小学校就学前児童（障害児通所支援に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。以下同じ。）が2人以上いる障害児の扶養義務者にあつては、次表の第1欄に掲げる障害児の区分に応じ、第2欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児一

人当たりの障害児通所支援の徴収金基準額（日額）とする（別表第2の表備考第6項に該当する場合を除く。）。

第1欄	第2欄
障害児（小学校就学前児童であるものを除く。）及び小学校就学前最年長児童（扶養義務者の小学校就学前児童のうち最年長者をいう。以下同じ。）である障害児	徴収金基準額（日額）に定める額
扶養義務者の小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児に限る。）	徴収金基準額（日額）に定める額に0.5を乗じて得た額
上記以外の障害児	0円

6 C及びD1からD15までの税額等による階層区分の者のうち、負担額算定基準者（扶養義務者の児童、当該扶養義務者の児童であった者及び当該扶養義務者又はその配偶者の直系卑属（当該扶養義務者の児童及び当該扶養義務者の児童であった者を除く。）（当該扶養義務者と生計を一にする者に限る。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる扶養義務者であって、当該扶養義務者及び当該扶養義務者と同一の世帯に属する者についてやむを得ない事由による措置を行った月の属する年度（やむを得ない事由による措置を行った月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の施行令第24条第4号に規定された市町村民税の所得割の額を合算した額が77,101円未満であるものにあつては、次表の第1欄に掲げる障害児の区分に応じ、第2欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児1人当たりの障害児通所支援の徴収金基準額（日額）とする。

第1欄	第2欄
扶養義務者の障害児（小学校就学前負担額算定基準者（負担額算定基準者のうち小学校就学の始期に達するまでのものをいう。以下同じ。）であるもの	徴収金基準額（日額）に定める額

を除く。)	
扶養義務者の小学校就学前最年長負担額算定基準者（小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下同じ。）である障害児（全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。）	徴収金基準額（日額）に定める額
扶養義務者の小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（負担額算定基準者のうち小学校就学前負担額算定基準者以外の者が1人のみである場合に限る。）	徴収金基準額（日額）に定める額に0.5を乗じて得た額
扶養義務者の小学校就学前負担額算定基準者である障害児（小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児に限る。）（全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。）	徴収金基準額（日額）に定める額に0.5を乗じて得た額
上記以外の障害児	0円

7 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

8 被措置者の扶養義務者の徴収金の額が、介護給付費等基準額から被措置者の徴収金の額を控除して得た額を超える場合は、当該得た額を扶養義務者の徴収金の

5 被措置者の扶養義務者（被措置者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も

額とする。

9 [略]

高いものに限る。)の徴収金の額が、介護給付費等基準額から被措置者の徴収金の額を控除して得た額を超える場合は、当該得た額を扶養義務者の徴収金の額とする。

6 [略]

様式第9号を次のように改める。

様式第9号（第6条関係）

助産施設における助産の実施申込書

年 月 日

神戸市 福祉事務所長 宛

住所

申込者

氏名

妊産婦との続柄

※申込者本人の署名 又は 記名押印

助産施設における助産の実施（入所）を次のとおり申し込みます。

なお、神戸市が、児童福祉法第56条第2項の規定により徴収する額の決定にあたり、課税状況を調査することに同意します。（世帯員の方は、同意の上、同意欄に署名してください。）

入所を希望する助産施設	第一希望			
	第二希望			
助産の実施（入所）を希望する妊産婦の氏名・個人番号・居住地・生年月日・職業	氏名			
	個人番号			
	居住地	電話		
	生年月日	年 月 日	職業	
助産の実施を希望する理由 （入所を希望する理由）				
出産予定日	年 月 日			

妊産婦の世帯員の状況

フリガナ 氏名	続柄	生年月日	課税調査 同意欄	職業	備考
		個人番号			
			(署名)		

(備考)

- 1 助産の実施を希望する理由については、できるだけ具体的に記入してください。
- 2 課税状況の調査に同意しない場合は、必要な書類（課税証明書等）を添付してください。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第6条関係）

母子生活支援施設における保護の実施申込書

年 月 日

神戸市 福祉事務所長宛

住 所
 申込者
 氏 名

※申込者本人の署名 又は 記名押印

母子生活支援施設における保護の実施（入所）を次のとおり申し込みます。

なお、児童福祉法第56条第2項の規定により徴収する額の決定にあたり、課税状況を調査することに同意します。

入所を希望する 母子生活支援施設	第一希望			
	第二希望			
母子保護の実施を希望する理由 (入所を希望する理由)				
母子保護の実施（入所）を希望 する保護者の氏名・個人番号・ 居住地・生年月日・職業	フリガナ 氏 名			
	個人番号			
	居住地	電話		
	生年月日	年 月 日	職業	

母子保護の実施に係る（保護者とともに入所する）児童の状況

フリガナ 氏 名	続柄	生 年 月 日	性別	就学の状況等	備 考
		個人番号			
			男・女		

（備 考） 母子保護の実施を希望する理由については、できるだけ具体的に記入してください。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

神戸市告示第252号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第7項の規定に基づく里づくり計画の変更の認定を行ったので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年7月11日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 変更認定する里づくり計画
 布施畑里づくり計画
- 2 変更の内容
 土地利用計画の変更

令和5年7月11日 神戸市公報第3816号

神戸市告示第253号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、上津台LAKUU自治会、舞多聞西 風の丘クラブ、五百蔵自治会、上堅田自治会、吉尾地区自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	上津台LAKUU自治会	舞多聞西 風の丘クラブ	五百蔵自治会
主たる事務所	神戸市北区上津台2丁目19番1号	神戸市垂水区舞多聞西1丁目12番16号	神戸市西区神出町五百蔵99番地の2
代表者の氏名	松井 伸和	中川 久美子	総毛 祐治
代表者の住所	神戸市北区上津台2丁目29番1号	神戸市垂水区舞多聞西1丁目12番16号	神戸市西区神出町五百蔵68番地の1

名称	上堅田自治会	吉尾地区自治会
主たる事務所	神戸市西区平野町堅田402番地の5	神戸市北区八多町吉尾384番地
代表者の氏名	谷 昌治	平井 憲次
代表者の住所	神戸市西区平野町堅田380番地	神戸市北区八多町吉尾782番地の4

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 上津台LAKUU自治会 令和5年3月12日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	佐々木 隆	松井 伸和
代表者の住所	神戸市北区上津台2丁目42番11号	神戸市北区上津台2丁目29番1号

(2) 舞多聞西 風の丘クラブ 令和5年4月15日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞西1丁目8番4号	神戸市垂水区舞多聞西1丁目12番16号
代表者の氏名	青木 奈津代	中川 久美子
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞西1丁目8番4号	神戸市垂水区舞多聞西1丁目12番16号

(3) 五百蔵自治会

平成28年1月12日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	森本 勝美	森本 恵市
代表者の住所	神戸市西区神出町五百蔵127番地の2	神戸市西区神出町五百蔵115番地

平成30年1月10日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	森本 恵市	河井 昭喜
代表者の住所	神戸市西区神出町五百蔵115番地	神戸市西区神出町五百蔵88番地の9

令和2年1月12日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	河井 昭喜	森本 隆広
代表者の住所	神戸市西区神出町五百蔵88番地の9	神戸市西区神出町五百蔵142番地の1

令和4年1月9日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	森本 隆広	総毛 祐治
代表者の住所	神戸市西区神出町五百蔵142番地の1	神戸市西区神出町五百蔵68番地の1

(4) 上堅田自治会

平成27年1月11日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	政井 賢治	鹿島 佳秀
代表者の住所	神戸市西区平野町堅田359番地	神戸市西区平野町堅田300番地

平成30年1月15日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	鹿島 佳秀	藤本 肇
代表者の住所	神戸市西区平野町堅田300番地	神戸市西区平野町堅田341番地

平成31年1月27日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	藤本 肇	藤本 雄二
代表者の住所	神戸市西区平野町堅田341番地	神戸市西区平野町堅田924番地

令和2年1月12日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	藤本 雄二	笹川 敬嗣
代表者の住所	神戸市西区平野町堅田924番地	神戸市西区平野町堅田821番地

令和4年1月9日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	笹川 敬嗣	谷 昌治
代表者の住所	神戸市西区平野町堅田821番地	神戸市西区平野町堅田380番地

(5) 吉尾地区自治会

平成26年4月6日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	北垣 武	南 吉一
代表者の住所	神戸市北区八多町吉尾169番地	神戸市北区八多町吉尾503番地

平成27年4月5日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	南 吉一	安場 啓二
代表者の住所	神戸市北区八多町吉尾503番地	神戸市北区八多町吉尾77番地

平成28年4月3日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	安場 啓二	奥田 雅己
代表者の住所	神戸市北区八多町吉尾77番地	神戸市北区八多町吉尾742番地

平成29年4月2日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	奥田 雅己	賀光 茂樹
代表者の住所	神戸市北区八多町吉尾742番地	神戸市北区八多町吉尾810番地

平成30年4月8日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	賀光 茂樹	西山 清
代表者の住所	神戸市北区八多町吉尾810番地	神戸市北区八多町吉尾20番地の1

平成31年4月14日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	西山 清	梶谷 哲也
代表者の住所	神戸市北区八多町吉尾20番地の1	神戸市北区八多町吉尾146番地

令和2年4月12日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	梶谷 哲也	井上 美弘
代表者の住所	神戸市北区八多町吉尾146番地	神戸市北区八多町吉尾534番地

令和3年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	井上 美弘	山垣 義数
代表者の住所	神戸市北区八多町吉尾534番地	神戸市北区八多町吉尾600番地の2

令和4年4月17日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	山垣 義数	寺下 浩光
代表者の住所	神戸市北区八多町吉尾600番地の2	神戸市北区八多町吉尾688番地

令和5年4月2日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	寺下 浩光	平井 憲次
代表者の住所	神戸市北区八多町吉尾688番地	神戸市北区八多町吉尾782番地の4

神戸市告示第254号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月11日

神戸市長 久元 喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

上津台6丁目自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区上津台6丁目37番14号シャトーコエモンF棟202号室

(3) 代表者の氏名

東谷 聡

(4) 代表者の住所

神戸市北区上津台6丁目21番10号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 第5条(事務所の所在地)「本会は 事務所を会長宅とする。」を「本会は 事務所を神戸市北区上津台6丁目37番14号シャトーコエモンF棟202号室におく。」に改める。

(2) 主たる事務所の所在地

「神戸市北区上津台6丁目16番24号」を「神戸市北区上津台6丁目37番14号シャトーコエモンF棟202号室」に改める。

(3) 代表者の氏名

「金原 功治」を「東谷 聡」に改める。

(4) 代表者の住所

「神戸市北区上津台6丁目16番24号」を「神戸市北区上津台6丁目21番10号」に改める。

3 変更の年月日

令和5年4月1日

神戸市告示第255号

地方地自法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年7月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定納付受託者の指定を受けた者

(1) GMO ペイメントゲートウェイ株式会社

東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号

(2) ビリングシステム株式会社

東京都千代田区内幸町1-1-1 帝国ホテルタワー13F

(3) 株式会社 JR 西日本コミュニケーションズ

大阪府大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ8階

2 指定納付受託者に納入させる歳入

キャッシュレス決済を利用して納付する市営自転車駐車場（甲南山手自転車駐車場他）における使用料

3 指定納付受託者の指定をした日

令和5年7月1日

神戸市告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年7月12日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年7月25日まで一般の縦覧に供する。

令和5年7月11日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	高羽南 13号線	神戸市灘区楠丘町6丁目7 番1地先から	新	2.80	最大 8.80 最小 6.00
		神戸市灘区楠丘町6丁目21 番地先まで	旧	2.80	最大 6.00 最小 6.00

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年7月11日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	山田町坂本	中大道	13番1 のうち 別図の斜線部分	1,646 m ² のうち 32 m ²	農用地区域 から除外す る。
神戸	北	大沢町市原	北浦	856番1 のうち 別図の斜線部分	786 m ² のうち 160 m ²	農用地区域 から除外す る。
神戸	西	櫛谷町長谷	佃井東	118番のうち 別図の斜線部分 122番1のうち 別図の斜線部分	1,434 m ² のうち 0.08 m ² 1,520 m ² のうち 27.5 m ²	農用地区域 から除外す る。

別図は省略する。

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年7月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市須磨区南落合3丁目3番1

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市垂水区名谷町2285番3

株式会社マリンホーム

代表取締役 高島 圭三

許可番号

令和4年7月27日 第8061号

（変更許可 令和5年4月6日 第2048号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区星が丘3丁目2252番469、2252番1842、2252番509の一部、2252番1461の一部、2252番1464の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市西区伊川谷町潤和885番地の1

株式会社ホーム・スタイル

代表取締役 田村正直

許可番号

令和4年9月16日 第8070号

（変更許可 令和5年5月18日 第2055号）

3 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市中央区再度筋町59番1、59番4、59番5

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市兵庫区五宮町19番17号

南株式会社

代表取締役 南 嘉邦

許可番号

令和5年3月20日 第8112号

（変更許可 令和5年6月7日 第2058号）

4 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区水谷2丁目12番1、12番22、12番23、12番24 の内一工区

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区中山手通3丁目2番2号トア山手プラザウイング棟120号

みなとリアルエステート株式会社

代表取締役 矢野 優輝

許可番号

令和5年5月18日 第8120号

（変更許可 令和5年6月26日 第2062号）

5 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区潮見が丘1丁目2252番151、2252番1801の一部、2252番2175、2252

番2176、2252番2177

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区中山手通4丁目3番6号 ゴールデンサンビル5F

株式会社日本管理

代表取締役 二宮 和博

許可番号

令和5年5月30日 第8123号

令和5年7月11日 神戸市公報第3816号

神戸市公告

都市計画を決定又は変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を令和5年7月11日から令和5年7月25日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

令和5年7月11日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類	2 都市計画を決定又は変更する土地の区域
神戸国際港都建設計画区域区分	神戸市西区押部谷町木見字荒田、字奥荒田、字西山、字佛谷、字池ノ内、字池ノ下、字奥ノ池、字川端、字上山畑ノ壱、字上山畑ノ弐、字上山畑ノ参、字又度ノ弐、字又度ノ四、字又度ノ五、字又度ノ六、字又度ノ七、字又度ノ八、北区山田町藍那字西山
神戸国際港都建設計画用途地域	神戸市西区押部谷町木見字荒田、字奥荒田、字西山、字佛谷、字池ノ内、字池ノ下、字奥ノ池、字川端、字上山畑ノ壱、字上山畑ノ弐、字上山畑ノ参、字又度ノ弐、字又度ノ四、字又度ノ五、字又度ノ六、字又度ノ七、字又度ノ八、北区山田町藍那字西山
神戸国際港都建設計画流通業務地区	＜西神流通業務地区＞ 神戸市西区押部谷町木見字池ノ下、字奥ノ池、字川端、字佛谷、字又度ノ弐、字又度ノ四、字又度ノ五、字又度ノ六、字又度ノ七、字又度ノ八、北区山田町藍那字西山
神戸国際港都建設計画流通業務団地	＜西神第2流通業務団地＞ 神戸市西区押部谷町木見字池ノ下、字奥ノ池、字川端、字佛谷、字又度ノ弐、字又度ノ四、字又度ノ五、字又度ノ六、字又度ノ七、字又度ノ八、北区山田町藍那字西山
神戸国際港都建設計画下水道	神戸市西区押部谷町木見字荒田、字奥荒田、字西山、字佛谷、字池ノ内、字池ノ下、字奥

	<p>ノ池、字川端、字上山畑ノ壱、字上山畑ノ弐、字上山畑ノ三、字又度ノ弐、字又度ノ四、字又度ノ五、字又度ノ六、字又度ノ七、字又度ノ八、北区山田町藍那字西山、中字堂ノ向、字下津イ、福地字堂ノ向、原野字シモツイ</p>
<p>神戸国際港都建設計画地区計画</p>	<p><神戸複合産業団地南地区地区計画> 神戸市西区押部谷町木見字荒田、字奥荒田、字西山、字佛谷、字池ノ内、字池ノ下、字奥ノ池、字川端、字上山畑ノ壱、字上山畑ノ弐、字上山畑ノ三、字又度ノ弐、字又度ノ四、字又度ノ五、字又度ノ六、字又度ノ七、字又度ノ八、北区山田町藍那字西山</p>
<p>神戸国際港都建設計画工業団地造成事業</p>	<p><西神第4地区工業団地造成事業> 神戸市西区押部谷町木見字荒田、字奥荒田、字西山、字佛谷、字池ノ内、字上山畑ノ壱、字上山畑ノ弐、字上山畑ノ三、字又度ノ四、字又度ノ六、字又度ノ七、字又度ノ八</p>
<p>神戸国際港都建設計画生産緑地地区</p>	<p><須磨 18 生産緑地地区> 神戸市須磨区桜の杜 1 丁目 <垂水 19 生産緑地地区> 神戸市垂水区下畑町、桃山台 2 丁目、名谷町 <垂水 24 生産緑地地区> 神戸市垂水区名谷町 <垂水 33 生産緑地地区> 神戸市垂水区名谷町 <垂水 37 生産緑地地区> 神戸市垂水区名谷町 <山田 53 生産緑地地区> 神戸市北区鈴蘭台北町 2 丁目 <山田 61 生産緑地地区> 神戸市北区山田町上谷上 <有野 5 生産緑地地区> 神戸市北区有野町二郎 <有野 25 生産緑地地区> 神戸市北区有野町有野 <有野 26 生産緑地地区></p>

神戸市北区有野町有野
<有野 27 生産緑地地区>
神戸市北区有野町二郎
<有野 30 生産緑地地区>
神戸市北区有野町有野
<有野 31 生産緑地地区>
神戸市北区有野町有野
<有野 32 生産緑地地区>
神戸市北区有野町有野
<有野 33 生産緑地地区>
神戸市北区有野町有野
<有野 71 生産緑地地区>
神戸市北区有野町有野
<有野 90 生産緑地地区>
神戸市北区有野町有野
<有馬 1 生産緑地地区>
神戸市北区有馬町
<八多 1 生産緑地地区>
神戸市北区八多町中
<八多 27 生産緑地地区>
神戸市北区八多町下小名田
<八多 29 生産緑地地区>
神戸市北区八多町下小名田
<八多 60 生産緑地地区>
神戸市北区八多町中
<伊川谷 7 生産緑地地区>
神戸市西区伊川谷町長坂
<伊川谷 43 生産緑地地区>
神戸市西区伊川谷町有瀬
<伊川谷 46 生産緑地地区>
神戸市西区伊川谷町別府
<伊川谷 61 生産緑地地区>
神戸市西区伊川谷町別府
<伊川谷 80 生産緑地地区>
神戸市西区伊川谷町潤和
<伊川谷 81 生産緑地地区>
神戸市西区伊川谷町潤和

<伊川谷 84 生産緑地地区>
神戸市西区玉津町新方

<伊川谷 91 生産緑地地区>
神戸市西区伊川谷町潤和

<伊川谷 94 生産緑地地区>
神戸市西区伊川谷町潤和

<伊川谷 110 生産緑地地区>
神戸市西区伊川谷町潤和

<伊川谷 111 生産緑地地区>
神戸市西区伊川谷町潤和

<伊川谷 122 生産緑地地区>
神戸市西区白水 1 丁目

<玉津 28 生産緑地地区>
神戸市西区玉津町高津橋

<玉津 29 生産緑地地区>
神戸市西区玉津町高津橋

<玉津 34 生産緑地地区>
神戸市西区玉津町高津橋

<玉津 43 生産緑地地区>
神戸市西区玉津町西河原

<玉津 52 生産緑地地区>
神戸市西区玉津町新方

<玉津 53 生産緑地地区>
神戸市西区玉津町新方

<玉津 54 生産緑地地区>
神戸市西区玉津町新方

<玉津 132 生産緑地地区>
神戸市西区二ツ屋 2 丁目

<玉津 138 生産緑地地区>
神戸市西区丸塚 1 丁目

3 都市計画の案の縦覧場所

神戸市中央区浜辺通 2 丁目 1 番 30 号

三宮国際ビル 6 階

都市局都市計画課

神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和5年7月11日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R5-3号	令和5年6月23日	神戸市東灘区岡本八丁目86番	15.78	4.00

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

令和5年6月20日付け公報第3813号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和5年7月11日

(7ページ 告示第208号)

誤

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

正

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年6月21日からその供用を開始する。

令和5年6月27日付け公報第3814号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和5年7月11日

(26 ページ 告示第235号)

誤

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

正

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年6月28日からその供用を開始する。